

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)
The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第四篇 無産政党運動

第二章 日本共産党

七 平和革命戦術の採用・党原則綱領案

共産党中央委員会は第五回党大会で決定さるべき党の原則綱領を決定し、平和な民主々義的な方法によつて資本主義制度より社会主義制度に向うために幅広い民主戦線をつくりあげる旨の根本方針を明らかにした。

日本共産党原則綱領案 一、日本共産党は現在進行しつつあるわが国のブルジョア民主々義的革命を平和的に、かつ民主々義的方法により完成することを当面の目標とする。その目的達成の方法として

- 1、我国の支配機構から一切の戦争犯罪人、人権蹂躪犯罪人を清掃する。
- 2、封建的、専制的軍事警察制度としての天皇制を撤廃する。
- 3、寄生的土地所有制を変更する。
- 4、独占資本の専横を、打破し、労働者の生活を根本的に改善し中小商工業者を官憲の干渉と独占資本の横暴から解放する。
- 5、食糧問題その他一切の緊急日常問題を解決し、人民の生活の安定と、向上のために闘ふ。

二、ブルジョア民主々義革命が完成されたのちは、わが党はわが国社会の発展状況に応じ、人民大多数の賛成と支持とをえ、かつ人民自身の努力によつて、平和的かつ民主々義的方法により資本主義制度よりも、さらに高度な社会制度、すなわち、人が人を搾取することなき社会主義制度へ発展せしむることを期する。そして、これは社会の自然の発展にして必ず進まねばならぬ道であることを確認する。これが実現にあつては党は暴力を用いず、独裁を排し、日本における社会の発展に適應せる民主々義的人民共和政府によつて、平和的教育手段をもつてこれを遂行せんとするものである。

三、わが党は「私有財産の否認」をかつて主張したことはない。「私有財産の否認」はいかなる社会においても存在しうるものではない。原始共産制の崩壊以来、各時代に応じて、それぞれの私有財産制は、変遷してきた。将来社会主義制度が実現することがあつても私有財産制はその社会に適應して存在するものである。私有財産の否認をもつて、わが党の最高綱領であるがごとく見せしめたのは、悪らつたる天皇制政府の謀略であつてこれは治安維持法がはじめて規定したものである。世人がこの人民と日本共産党との分離をはかる陰謀に乗ぜられないことをのぞむ。わが党は、人が人を搾取する手段、すなわち、働かざる資本家の資本、働かざる地主の土地の私有を廃し、これを社

会の共有に移すことによつて、搾取制度を廃止することを究極の目的とする。かくして全人民の消費する物資と、これを生産する手段とを極度に豊富にし、全人民の生活を安定し、明るく豊かにし、かつ常に向上せしむることを期してゐるのである。

日本労働年鑑 第22集／戦後特集

発行 1949年8月15日

編著 大原社会問題研究所

発行所 第一出版

2000年2月1日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
